

2023年5月26日

各位

上場会社名 株式会社ベクター
代表者 代表取締役社長 渡邊 正輝
(コード番号:2656)
問合せ先責任者 経営戦略室長 谷北 真人
(TEL 03-6304-5207)

商号変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号変更および定款の一部変更について、2023年6月26日開催予定の第35回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号変更について

(1) 商号変更の理由

オンラインソフトウェア流通サイト『vector』の認知度を受け、『vector』ブランドによる多面的なサービスの大幅な成長を狙いとして、社名を認知度の高いブランド名に「HOLDINGS」を加え変更するものであります。

(2) 新商号

株式会社ベクターホールディングス(英文名 Vector HOLDINGS Inc.)

(3) 変更予定日

2023年6月26日

※本商号変更は、2023年6月26日開催予定の第35回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

- ①上記1.に記載の商号変更を行うため、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。
- ②今後の事業内容の多様化に対応するため、第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- ③会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の条項を新設するものであります。
- ④その他、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>株式会社ベクター</u>と称し、英文では、<u>Vector Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ (条文省略)</p> <p>20. (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>21.</u> ～ (条文省略)</p> <p><u>27.</u></p> <p>第 3 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 43 条～第 47 条(条文省略)</p>	<p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>株式会社ベクターホールディングス</u>と称し、英文では、<u>Vector HOLDINGS Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1. ～ (現行どおり)</p> <p>20. <u>21.再生可能エネルギー供給モデルの構築</u> <u>22.再生可能エネルギーシステムの普及促進、導入コンサルティング</u> <u>23.電力需給管理及びこれに附随する業務の請負、代行及びコンサルティング</u></p> <p><u>24.</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>30.</u></p> <p>第 3 条～42 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の責任免除) <u>第 43 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人(会計監査人であった者も含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 44 条～第 48 条(現行どおり)</p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2023年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年6月26日(予定)

以上